

CAONAクルマ提供オーナー「プランA契約」概要

クルマ提供オーナーの「プランA契約」は、
クルマを提供する「共同利用契約書」と、
ユーザー獲得を目的とする「パートナー契約書」
という2つの契約書で構成されています。

従いまして、両方の契約書をご確認ください。

CAONAパートナー契約書

エナジーファクトリー株式会社(以下「甲」という。)と _____以下「乙」という。)は、
CAONAのカーシェア事業に関し次のとおり合意する。

第1条(目的)

1. 甲は乙に対し、本契約条件を遵守することを条件に、乙が所有のCAONAの商標、商号あるいはサービスマーク等(以下「商標」という。)を使用し、甲の開発したカーシェア事業およびカーシェアの経営手法を用いてその営業活動を行うことを許諾する。
2. 商標の使用にあたっては乙は次の内容を遵守しなければならない。
 - (1) 甲の指示に従い、かつ甲が別途作成・交付する商標使用規定に従うこと
 - (2) 商標は本契約に基づき実施されるカーシェア事業にのみ使用し、それ以外の事業のために使用しないこと
 - (3) 乙は、事前の甲の書面による承諾なく、商標と同一もしくは類似する商号、商標またはサービスマーク等をいかなる国家または地域において自己のものとして登録または登録してはならない。

第2条(加盟条件)

1. 乙は本契約後期限内に、契約金 220 万円（税別）を頭金100万円で成立する。代金は甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。
- 2.

第3条(営業活動の指導)

1. 甲は、乙の営業について次の指導を行う。
 - (1) 広告に関する指導
 - (2) 営業に関し必要となる業務
2. 前項に定める営業指導の詳細については、甲が別途定める各種マニュアル、業務規程等において定めることとする。
3. 乙は、第1項に定める営業指導および第2項に定めるマニュアル等が甲に帰属し、乙はこれらに関しなんらの権利も保有していないことを確認する。
4. 乙は本条に定める甲の営業指導およびマニュアルに従って運営しなければならない。これらを甲の事前の書面による承諾なく改変してはならない。甲は乙が甲の営業指導およびマニュアルに従っていないと認めるときは、乙に対し改善命令を出すことができ、乙はこれに従わなければならない。

第4条(従業員の管理と営業の管理)

1. 乙は、営業の業務に従事する従業員について、あらかじめ甲の指定する研修を受講させなければならない。
2. 乙は、甲の指示のほか、関連法規、通達に従い営業を運営しなければならない。甲のCAONA事業の信用を毀損するような行為をしてはならない。万一顧客から苦情が生じた場合は、直ちに甲に通知してその対応を善処しなければならない。

第5条(競業禁止)

1. 乙は、本契約存続期間中、CAONA事業と同種もしくは類似の事業を行ってはならない。また、本契約と同種もしくは類似のフランチャイズ事業に参加してはならない。
2. 本条項は本契約終了後3年間は有効とする。

第6条(広告宣伝)

1. 甲は販売促進のため、マスメディアその他の方法により広告宣伝を行う。また、甲が販売促進のためのキャンペーンを行う場合乙はこれに参加しなければならない。
2. 乙が自ら企画を立てて広告宣伝活動を行う場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。この場合の広告宣伝費は乙の負担とする。

第7条(ロイヤルティ)

1. 乙は、本件契約に基づく営業付与の対価として、本契約締結後に、直接獲得した顧客が支払ったCAONA月額利用料（9,800円＋税）の70%と、直接獲得した顧客又は、さらにその紹介経路からの顧客が支払ったCAONA月額利用料（9,800円＋税）の15%をロイヤルティ(以下「ロイヤルティ」という。)として甲から受け取れる。
2. 乙は、本件契約に基づく営業付与の対価として、本契約締結前すでに、直接獲得した顧客と、直接獲得した顧客又は、さらにその紹介経路からの顧客が支払ったCAONA月額利用料（9,800円＋税）の7.5%をロイヤルティ(以下「ロイヤルティ」という。)として甲から受け取れる。
3. 紹介経路の中に別のパートナーが出てきた場合、その新規パートナーが契約締結前すでに、直接獲得した顧客と、直接獲得した顧客又は、さらにその紹介経路からの顧客が支払ったCAONA月額利用料（9,800円＋税）の7.5%をロイヤルティ(以下「ロイヤルティ」という。)として甲から受け取れる。ただし、さらに紹介経路の中に別のパートナーが出てきた場合、その奥の紹介経路に関してのロイヤルティは受け取ることができない。
4. 紹介経路の中に別のパートナーが出てきた場合、その新規パートナーが契約締結後に、直接獲得した顧客と、直接獲得した顧客又は、その奥の紹介経路に関してのロイヤルティは受け取ることができない。
5. ロイヤルティは毎月月末締め翌月末日払いとし、乙が指定する銀行口座に送金する。

第8条(売買代金)

乙が甲から商品(以下「本件商品」という。)を購入した場合には、乙は購入までに本件商品代金を甲が指定する銀行口座に送金しなければならない。

第9条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する

2 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

- ① 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- ② 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- ③ 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第10条(守秘義務)

- 1 乙は、本契約期間中およびその終了後においても、本契約に基づき甲から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。
- 2 乙は本契約の目的を達成するために必要な乙の役員、従業員に対し前項に定める情報を開示することができる。この場合、乙は当該役員、従業員に対しても乙と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員、従業員からの情報漏洩に関する全ての責任を負う。
- 3 本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は、甲から開示された一切の情報を甲に返還し、以後一切保有しない。
- 4 本条に定める守秘義務は次の場合には適用しない。
 - (1) 公知の事実もしくは当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
 - (2) 第三者から適法に取得した事実
 - (3) 開示の時点で保有していた事実
 - (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第11条(個人情報の取扱い)

- 1 乙は甲から本契約に基づき提供された顧客情報(以下個人情報という。)については、甲の指示に従い取り扱うものと

し、甲の指示を超えて利用、内容変更、消去、第三者への開示を行ってはならない。

2 本契約の業務遂行に際し乙が自ら個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、その利用目的を通知もしくは公表し、その利用目的の範囲内で個人情報を使用しなければならない。また、法令に定めのある場合を除き、本人の同意なくその個人情報を第三者に開示してはならない。

3 乙は甲から本契約に基づき提供された個人情報および自己が保有する個人情報について適切に管理し、漏洩防止のため必要な措置をとらなければならない。甲から個人情報管理に関し指示があった場合は、これに従わなければならない。

第12条(有効期間)

本契約の有効期間 年 月 日から5年間とする。期間満了の3ヶ月前までに甲または乙により本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約は1年間更新され、以後も同様とする。

第13条(期限の利益喪失・契約解除)

1 甲または乙が次の各号の一に該当した場合、なんらの催告を要することなく相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、当該当事者は相手方に対し支払わなければならない。また、相手方は催告なくして本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 本契約の一に違反した場合

(2) 乙の提供車両が、2ヶ月以上にわたってカーシェアに運用することが不能な場合

(3) 支払停止、支払不能に陥った場合

(4) 自ら振り出しもしくは裏書した手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合

(5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てを受け、またはなした場合もしくは特定調停の申立てをなした場合

(7) 解散、営業の全部または重要な部分の譲渡決議をした場合

(8) 営業を廃止した場合

(9) 監督官庁より営業停止命令を受け、または営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合

(10) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合

(11) その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態が悪化したと甲が認めた場合

2 前項の場合において甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償しなければならない。

第14条(契約終了の効果)

本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 営業活動を停止し、以後甲の営業活動とみなされる一切の行為を行わない。

(2) 甲から使用許諾を受けた商号の使用を直ちに中止し、それらが記載された看板、内装用品、販促ツールその他一切のものを甲の指示に従い、甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。

(3) 甲から供与されたマニュアル、業務規程その他一切の情報を示した書面、フロッピーディスク、CD-ROM、MOその他一切の記録媒体を甲の指示に従い甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。乙のコンピューター等に記録されたものについては全て削除し、以後一切の情報を保有しない。

(4) 乙は甲に対し、初期費用やその他の債務の残債がある場合、本契約の終了もしくは解除までに支払わなくてはならない。

第15条(損害賠償)

乙が本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

第16条(遅延損害金)

乙が本契約上の債務の履行を怠った場合には、年9%の遅延損害金を支払うものとする。

第17条(譲渡禁止)

乙は本契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務の全部または一部を事前の甲の承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

第18条(不可抗力)

1 地震、台風、津波その他の天変地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本契約もしくは個別契約の全部または一部を履行できない場合であってもその責任を負わない。

2 前項に定める事由が生じた場合には、不可抗力事由が発生した当事者は相手方 に対しその旨の通知をする。この通知発送後6ヶ月を経過しても前項の不可抗力事由が解消されず、本契約の目的を達成することができない場合には、不可抗力 事由が発生した当事者は催告なくして本契約もしくは個別契約の全部または一部を解除することができる。

第19条(裁判管轄)

本契約から生じる一切の紛争については東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通作成し、各自1通これを保有する。

_____年 ____月 ____日

甲 東京都港区赤坂4丁目8番19号赤坂フロントタウン3階
エナジーファクトリー株式会社
代表取締役 若園 忠義 印

乙 _____

_____ 印

共同使用及びサービス利用契約書

_____(以下「甲」という。)とエナジーファクトリー株式会社(以下「乙」という。)とは、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結する。

1. (共同使用)

1. 甲は、乙が運営するサービス(名称CAONA、以下「本サービス」という。)を利用して自己が所有する車(以下「本件自動車」という。)について、当該自動車の取得及び維持に必要な実費等を乙が紹介する共同オーナー(以下「共同オーナー」という。)と共同で負担し、その使用及び管理に関する実質的な権限と責任を分担することを承諾した。
2. 甲は、前項のために必要な共同オーナーの紹介及び共同使用に関する手続き業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。なお、乙は共同オーナーとしての地位は有しないものとする。
3. 乙は、前項により受託した業務を本サービスとして行う。

2. (登録)

1. 甲は、本件自動車を乙の定める手続きに従い登録し、本サービスの対象として提供する。
2. 甲は乙に対し、本件自動車が次の各号に該当しないことを保証するものとする。
 1. 自家用自動車(道路運送法第78条柱書)以外のもの
 2. 自動車登録番号標(道路運送車両法第11条)に、自動車登録規則第13条第1項第2号にいうアラビア数字として「3、30から39まで及び300から399まで」又は「5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで」以外のものが表示されたもの
 3. 自己の所有する自動車以外のもの
 4. 乙が別に定める台数を超えるもの
 5. 不正な改造をしたもの
 6. 安全な運行のできないおそれのあるもの
 7. 破損、汚損しているもの
 8. 法令又は契約等で共同使用又は運行を禁じられているもの
 9. その他乙が不適当と判断するもの
3. 前項(4)にかかわらず、乙は、甲以外の第三者が所有する自動車であっても、次の条件をすべて満たしている自動車については、本サービスに登録し、提供することを承認することができるものとする。
 1. 所有者が甲の2親等以内の親族である場合、又は、甲に対する金銭消費貸借の担保のために所有権を留保している者若しくは担保のために所有権の譲渡を受けた者である場合であること
 2. 本サービスを利用して共同使用させることについて承諾する旨の所有者が作成した書面を乙の請求に従い甲が乙に提出すること
4. 前項により、本サービスに登録し又は提供することを承認された場合、甲は、前項の条件を満たさなくなったとき、または、所有者が本サービスを利用して共同使用させることについての承諾を取り消したときは、直ちに乙に報告するとともに、当該自動車を本サービスに登録し又は提供することを中止するものとします。また、乙により承認が取り消された場合、甲は、当該自動車を本サービスに登録し又は提供することを中止するものとする。

3. (本サービス及び料金)

1. 共同オーナーは、乙が定める本サービスに関するサイト(以下「本サイト」という。)に定める手続きに従い本件自動車の使用を予約し、甲と合意した場合は、本サイトに定める利用料金を乙に支払い、本件自動車を利用する。
2. 乙は、本サービスとして、次の各号の内容を提供する。
 1. 共同オーナーが本件自動車を利用するための予約フォーム
 2. 予約並びに鍵及び本件自動車の受け渡しのサポート
 3. その他、利用に関するサポート
3. 本件自動車の利用にあたっては、アプリで本件自動車の鍵を開閉するものとし、本件自動車の引き渡しは、専用駐車場で行うものとする。
4. 本契約に定めのない本サービスの具体的内容は、本サイト及び別紙により定めるものとする。

5. 乙は甲に対し、共同オーナーが本件自動車を利用した後に、共同オーナーが支払った金額から本サービス提供に関する料金を減額した額を支払う。支払い方法は本サイトに記載のとおりとする。
6. 乙は、本サービスを自由に終了させることができるものとし、終了した場合でも終了したことによる損害賠償の義務を負わないものとする。

4. (乙の手数料)

1. 甲は、共同オーナーが本件自動車を有料で利用した場合、乙に対し1時間あたり100円(税別)を利用手数料として支払う。
2. 甲は、共同オーナーが本件自動車を利用時に「1日パック」などのサービスを利用する場合、乙に対し料金の10%を利用手数料として支払う。
3. 甲は走行距離超過のための追加料金が発生した場合、乙に対し料金の10%を利用手数料として支払う。
4. その他、共同オーナーが本件自動車を有料で利用した場合、甲は乙に対し料金の10%を利用手数料として支払う。

5. (甲の義務)

1. 甲は、共同オーナーによる本件自動車の使用前及び共同使用契約の有効期間中適切に本件自動車の点検を行い、不備があった場合は直ちに指摘する等、本件自動車の管理を行うものとする。
2. 甲は、乙の承諾を得た場合を除き、共同オーナー以外に本件自動車を使用させてはならない。
3. 本件自動車がメンテナンス等で3日以上利用が出来ない場合は、乙に承諾を得なければならない。
4. 本件自動車が、故障の修理等で利用休止する場合、特段の事情がない限り2ヶ月以内に復旧させなければならない。

6. (共同オーナーの義務)

乙は共同オーナーに対して、次の義務を課すものとする。

1. 適切に本件自動車の点検を行い、不備があった場合は直ちに指摘すること。
2. 法令を遵守し、事故を起こさないよう安全に本件自動車を使用しなければならないこと。
3. 本件自動車を改造してはならないこと。
4. 駐車違反により、放置違反金(道路交通法第51条の4)の納付を命ぜられた場合には、記載された納付の期限にかかわらず、直ちに、反則金の納付を行うこと。
5. 甲に対して、直ちに、放置違反金の納付を命ぜられた旨を通知し、反則金の納付完了後、速やかに反則金の納付を完了した旨を通知すること。
6. 本件自動車の使用時に、道路交通法に違反した場合又は事故が発生した場合、法令の定める義務を履行するほか、直ちに甲に通知すること。
7. 本件自動車及びその積載物を破損、汚損、故障、紛失する等してはならないこと。
8. 本件自動車又はその積載物の破損、汚損、故障、紛失等により、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。

7. (乙の責任)

1. 本件自動車の共同使用についての合意は、甲及び共同オーナーの間においてのみ成立し、乙は、契約の成否又は契約に基づく権利若しくは義務、その他本件自動車に関する一切の事項について、責任を負わないものとする。
2. 乙は、甲、共同オーナーに関する一切の事項について何らの責任を負わないものとする。
3. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、1万円を上限として賠償するものとする。
4. 乙は、本サービスに関して、甲と共同オーナー又は第三者との間で発生したトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

8. (安心オプションについて)

1. 共同オーナーが本件自動車を利用する際、安心オプションを利用した場合、利用料金は甲に帰属する。
2. 自損事故や破損に関しては、利用した共同オーナーが甲に与えた損害を賠償する責任が発生するが、共同オーナーが安心オプションを利用していた場合、8万円(税別)以上の損害については、甲が原状回復のための費用を支払う。

9. (権利及び地位の譲渡等)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

10. (著作権)

本サイト及び本サービスに関して生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）等の知的財産権、その他の権利は、乙に帰属するものとする。

11. (機密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。）、顧客情報、企業情報、その他すべての情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
 - (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
2. 本条の機密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

10. (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるのと同時に、被った損害の賠償を請求することができる。

11. (契約の解除)

1. 甲又は乙は、3ヶ月前に相手方に対して書面で通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

3. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
4. 甲は、本件自動車に搭載した、「鍵デバイス」「GPSデバイス」は契約終了とともに速やかに乙に返却するものとする。鍵デバイスに利用したスペアキーは原状回復できないものとする。

12. (準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

13. (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

14. (契約期間)

本契約の契約期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持する。

対象車両 車体番号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(署名欄)

甲 _____

_____ 印

乙 東京都港区赤坂4丁目8番19号赤坂フロントタウン3階
エナジーファクトリー株式会社
代表取締役 若園 忠義 印